

～大事なお知らせ～

2月末 締切

先進医療特約保険を利用の 白内障手術の申込みについて

厚生労働省より、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術（白内障手術）」は、2020年3月末日をもって先進医療から除外されることが決定されました。以降は、選定療養へ移行が検討されているようですが、現時点では未定です。また決定次第、お知らせいたします。

これに伴い、先進医療特約保険を利用しての「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」の申込みは、白内障手術前検査や眼内レンズ準備などの準備期間が必要なため、2月末日をもって終了させていただきます。また、ご希望の日程や執刀医に沿うことができない可能性もありますので、早めにご相談ください。